

第13号議案

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

品川区情報公開審議会	会長	22,000円
	委員	20,000円
品川区個人情報保護審議会	会長	22,000円
	委員	20,000円
品川区行政不服審査会	会長	22,000円
	委員	20,000円
品川区特別職報酬等審議会		18,000円
品川区いじめ問題調査委員会	委員長	23,000円
	委員	20,000円
品川区財産価格審議会		17,000円

を

品川区財産価格審議会		17,000円
品川区特別職報酬等審議会		18,000円
品川区いじめ問題調査委員会	委員長	23,000円
	委員	20,000円
品川区情報公開審議会	会長	22,000円
	委員	20,000円
品川区個人情報保護審議会	会長	22,000円
	委員	20,000円
品川区行政不服審査会	会長	22,000円

に、

	委員	20,000円
--	----	---------

品川区奨学金運営委員会		14,000円	を
品川区子ども・子育て会議	会長	23,000円	
	副会長	20,000円	
	委員	14,000円	

品川区子ども・子育て会議	会長	23,000円	に
	副会長	20,000円	
	委員	14,000円	
品川区奨学金運営委員会		14,000円	

改め、同表品川区介護保険制度推進委員会の項および品川区介護認定審査会の項を削り、同表品川区障害者介護給付費等支給審査会の項の次に次のように加える。

品川区介護保険制度推進委員会	委員長	20,000円
	委員	14,000円
品川区介護認定審査会	会長	20,000円
	医療系の委員	19,000円
	その他の委員	12,000円
	(委員が合議体の長となる場合に あつては、20,000円)	

第2条 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表品川区行政不服審査会の項の次に次のように加える。

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議	会長	23,000円
	副会長	20,000円
	委員	14,000円

付 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同

年4月1日から施行する。

(説明) 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議の委員の報酬日額を定めるほか、組織改正に伴い規定を整備する必要がある。